インボイス発行事業者は

消費税の確定申告が必要です!



個人事業者の方で、令和 5 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間において、インボイス発行事業者の登録を受けた場合、基準期間(令和 3 年分)の課税売上高が 1,000万円以下であっても、令和 5 年分消費税の確定申告が必要となります。

※ 確定申告は、インボイス発行事業者の登録日から令和5年12月31日までの取引について行います。

確定申告をするための 2 STEP



インボイス登録日以降の売上金額等の集計が必要



確定申告書を作成 ~申告書の作成・提出は自宅からe-Taxで!~

★ 国税庁 HP の「確定申告書等作成コーナー」では、<mark>画面に従って</mark> インボイス登録日以降の売上金額等を入力すれば、納税額を自動計 算!

なお、消費税納税額を売上税額の2割に軽減するいわゆる「2割特例」の申告書も、作成することができます。

★ 作成した申告書をデータ送信すれば、申告書の印刷・税務署への 送付や持参が不要! 確定申告書等作成コーナー



令和5年分消費税の申告・納付期限は、令和6年4月1日(月)

※ 納税は、口座引き落としによる「振替納税」が便利!



消費税申告の計算方法のフローチャート 基準期間(令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超えますか いいえ はい はい 「消費税課税事業者選択届出書」を税務署に提出していますか いいえ はい 特定期間 (令和4年1月1日から令和4年6月30日までの期間) の課税売上高 が1,000万円を超えますか ※ 特定期間における1,000万円の判定は、給与等支払額の合計額によることもできます。 いいえ インボイス発行事業者ですか はい いいえ 「消費税簡易課税制度選択届出 「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出していますか 書」を税務署に提出していますか はい はい いいえ いいえ あなたは あなたは あなたは あなたは あなたは 一般課税 簡易課税と ・般課税と 消費税の申告 の適用となります の適用となります 2割特例のいずれか 2割特例のいずれか ※ 基準間における課先上 は**不要**です 高が5,000万円以下の課機期 を選択適用(※)で を**選択適用(※)**で 間(1月1日から12月31日ま で) のみ適用できます きます きます

※ 2割特例を適用し(又は適用せずに)、消費税の申告を行った場合には、その後、その申告について修正申告や更正の請求によ り、2割特例を適用しないこととする(又は適用する)ことはできません。

また、相続、高額な資産を仕入れた場合など2割特例を適用できない場合があります。詳しくは、下記「消費税に関する情報に ついて」の「インボイス制度」から、「インボイスQ&A」をご参照ください。

計算イメージ

·般課稅

売上げに係る消費税額から

仕入れ等に係る消費税額

を差し引いて納付税額を計算

・仕入れや経費の額について、実額計算が必要

簡易課税

売上げに係る消費税額から

売上税額にみなし仕入率を掛けた金額

を差し引いて納付税額を計算

- ・仕入れや経費の額について、実額計算が不要 ・業種に応じたみなし仕入率を使用
- 事前の届出が必要

2割特例

売上げに係る消費税額から

売上税額の8割

を差し引いて納付税額を計算

- ・仕入れや経費の額について、実額計算が不要 ・業種に関わらず売上税額の一律2割を納付

軽減税率制度

事前の届出が不要

消費税に関する 情報について







つ割特例





